

指定認知症対応型通所介護事業所
指定介護予防認知症対応型通所介護事業所

デイサービスセンターおうしゆく
運 営 規 程

社会福祉法人みやぎ会

指定認知症対応型通所介護事業
指定介護予防認知症対応型通所介護事業
デイサービスセンターおうしゆく
運営規程

社会福祉法人みやぎ会

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人みやぎ会が開設するデイサービスセンターおうしゆく（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「指定認知症対応型通所介護事業等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護または要支援状態にある認知症の高齢者等に対し、適正な指定通所介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成した居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画（以下「認知症対応型通所介護計画等」という。）に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を適切に提供する。また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・向上、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

- 2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業等の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの出来る体制を整える。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業等の提供に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 デイサービスセンターおうしゆく
- 2 所在地 岩手県岩手郡雫石町鶯宿第9地割67-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1名 (常勤1名、介護職員、生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の職員を指導監督し、指定認知症対応型通所介護事業等に係る業務管理を行う。

2 生活相談員 2名 (常勤1名、兼務1名)

① 生活相談員は、利用者の心身状況、希望、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画書等を作成すると共に、その実施状況及び目標の達成記録を行う。

② 利用者及びその家族の日常生活の相談及び指導。

③ 介護事業に係る関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス業者等との連絡調整。

3 介護職員 3名 (常勤2名、非常勤1名)

認知症対応型通所介護計画書等に基づく利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助を行う。

4 機能訓練指導員 1名 (非常勤1名)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止する為の訓練を行う。

5 その他の職員

必要に応じて配置。

(営業日及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 週6日(日曜休業) 祝祭日・年末年始営業

2 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

(サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、12名とする。

(定員の遵守)

第7条 災害等やむを得ない場合を除き、利用者定員を超えてサービスを提供しない。

(指定認知症対応型通所介護事業等の提供方法)

第8条 指定認知症対応型通所介護事業等の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

2 認知症対応型通所介護計画等が作成されている場合、当該計画に沿った指定認知

症対応型通所介護事業等を提供する。

- 3 利用者が認知症対応型通所介護計画等の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行う。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況などの把握に努める。
- 5 指定認知症対応型通所介護事業等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 6 正当な理由なく指定認知症対応型通所介護事業等の提供を拒まない。但し、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込み者に対して適切な指定認知症対応型通所介護事業等の提供が困難と認められた場合は、他の指定通所認知症対応型介護事業者等の紹介など、必要な措置を講じる。
- 7 指定認知症対応型通所介護事業等の提供を求められた場合には、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無、要介護認定等の有効期限を確認する。
- 8 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して指定認知症対応型通所介護事業等を提供する。
- 9 指定認知症対応型通所介護事業等の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

（指定認知症対応型通所介護事業等の内容）

第9条 利用者に対する指定認知症対応型通所介護事業等の提供に際しては、利用者の人格を尊重し、自主性及び社会性を助長し、健康で明るい生活を送れるよう努めるものとし、その内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------|
| 1 送 迎 | 4 機能訓練 |
| 2 入 浴 | 5 健康状態の確認 |
| 3 食 事 | |

（指定認知症対応型通所介護事業等の利用料その他の費用）

第10条 指定認知症対応型通所介護事業等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護事業等が法定代理受領サービスである場合は、国民健康保険連合会に連絡し、利用者の自己負担額及びその他の利用料の額は、別紙②に定める通りとする。

- 2 利用料の支払いは、月毎に発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込、もしくは銀行口座振替において、指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の指定認知症対応型通所介護事業等の実施地域は、次に掲げる通りとする。
雫石町

(緊急時における対応方法)

第12条 事業所及びその従事者は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、事業所の建物、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の建物、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。

- 2 利用者は、機能訓練を行う場合、機能訓練指導員等の指示により行うものとする。
- 3 利用者は、事業所や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。
- 4 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年2回は、避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の保険衛生の維持向上及び施設における感染症及び食中毒の発生・まん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 三 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

(苦情に対する対応)

第16条 提供した指定通所介護等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口の設置（法人本部、第三者委員への報告等を含む）など、必要

な措置を講じる。

- 2 自ら提供した指定通所介護等に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示を求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う
- 3 指定通所介護等の事業に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調整に協力する。自ら提供した指定通所介護等に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行う。

(事故に対する対応)

第17条 利用者に対する指定認知症対応型通所介護事業等の提供により、事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護事業等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、利用者またはその家族に対し、速やかに損害賠償を行うものとする。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第19条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。また委員会を開催し、カンファ

レンズ、説明及び同意記録をとり、早期に評価し解除に向けて取り組むこととする。

- 2 施設は、年1回以上、施設自己点検シートを活用し、日常のサービスを振り返り改善し、サービスの質向上に取り組むものとする。
- 3 施設は、身体拘束適正化に関し、利用者の基本的人権を尊重し、安全で安心の生活がおくれるよう、身体拘束の適正化に向けて定期的に提供しているサービスを見直し検討を行い、質向上に取り組む為、高齢者権利擁護委員会として、次に定めるところにより行うものとする。
 - 一 委員会について、身体拘束につながる不適切な現状の把握と改善に向けた検討、身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討と手続き、身体拘束を実施した場合の解除検討、身体拘束に関する職員への教育内容検討と実施、身体拘束適正化マニュアルの見直しを目的とする。
 - 二 構成員は、施設長、介護支援専門員、看護職員、介護職員とする。
 - 三 委員会は、3か月に1回、開催するが、必要に応じて随時開催する。構成員は、自部署において身体拘束につながる行為がないか確認し結果を持って出席するものとする。尚、毎月実施を行う。委員会の協議事項は記録し、且つ5年間保管するものとする。
- 4 職員研修について、職員教育は、施設内外の研修を活用する。また職員が利用者の人権を尊重したサービスが提供できるよう、現任者には年2回以上、新任者には採用時に研修を行うものとする。研修した内容は記録し保存を行う。
- 5 身体拘束適正化に関する指針について、利用者様、そのご家族様に対し生活相談員より利用相談時より予め、身体拘束未実施の説明と身体拘束となる物品の持ち込み禁止、必要となった時の対応について説明を行うものとする。指針の閲覧は、当該施設の見やすい場所に設置し、誰でも自由にその内容を見ることが出来るようにすることとする。

(運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従事者の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修 年2回以上
- 2 従事者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等により必要な管理を行う。
- 3 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。
- 4 事業所の従事者は、就業時また退職後においても業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持すること。また、利用者またはその家族の個人情報の利用に関しては、あらかじめ文書により本人または家族の同意を得ることとする。
- 5 指定認知症対応型通所介護事業等の提供に関する利用者の記録を整備し、また

完結後2年間保存する。

- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、雫石町の指定のあった日より施行する。

平成30年 8月 1日 施行

令和 3年 4月 1日から施行する。

令和 6年 10月 1日 一部改定